２　移行障害共済年金の受給権者（その障害の程度が第五条の規定による改正前の廃止前農林共済法施行令（以下この項において「旧廃止前農林共済令」という。）別表第一に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新廃止前農林共済令別表第一に定める一級の障害の状態に該当することとなったもの又は移行障害共済年金の受給権者（その障害の程度が旧廃止前農林共済令別表第一に定める三級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新廃止前農林共済令別表第一に定める二級の障害の状態に該当することとなったものは、厚生年金保険の実施者たる政府に対し、当該移行障害共済年金の額の改定を請求することができる。

３　厚生年金保険の実施者たる政府は、前項の規定による請求があったときは、移行障害共済年金の額を改定することができる。

４　第二項の規定は、六十五歳以上の者であって、かつ、移行障害共済年金の受給権者（当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない者に限る。）については、適用しない。

（旧農業者年金基金法の規定による経営移譲年金の支給の停止に関する経過措置）

第六条　第六条の規定による改正後の旧農業者年金基金法施行令別表の規定は、施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項又は第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（以下この条において「旧農業者年金基金法」という。）第四十六条第二項第三号の規定に該当することとなった者に係る経営移譲年金（旧農業者年金基金法による経営移譲年金をいう。）の同項の規定による支給の停止（以下この条において単に「支給の停止」という。）について適用し、施行日前に同号の規定に該当することとなった者に係る支給の停止については、なお従前の例による。

（特別障害給付金の額の改定に関する経過措置）

第七条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。次項において「特別障害給付金法」という。）の規定による特別障害給付金の支給を受けている者（旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）につき、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなった場合における特別障害給付金の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

２　特別障害給付金法第七条第二項の規定は、前項の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

（障害年金生活者支援給付金の額の改定に関する経過措置）

第八条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の規定による障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者（旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）につき、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなったことにより障害基礎年金の額が改定された場合における障害年金生活者支援給付金の額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行う。

厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第十条第二項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項第三号ロ、第十五条第二項第二号（同条第三項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項第二号（同条第三項（同法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）並びに同法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十八条第二項、第二十九条、第三十条第二項、第三十二条第二項第二号及び第五項第二号（これらの規定を同条第七項並びに同法第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項第二号（同法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）及び第四項第二号（同法第四十条第八項第二号において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第六十条第二項、第六十一条、第六十六条並びに附則第七条並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第百三条第一項の規定により読み替えられた同法第十一条第二項及び同令第百十七条第一項の規定により読み替えられた同法第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十二　フィンランド協定、フィンランド実施機関又はフィンランド特定保険期間　それぞれ社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定、フィンランド協定第一条1(f)に規定するフィンランド共和国の実施機関又はフィンランド協定第十五条1の規定に基づきフィンランド実施機関が証明した保険期間をいう。

第二十二条に次の一号を加える。

十五　フィンランド協定　第二十六条の表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に初診日のある傷病

第二十八条の表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に死亡した者

第三十四条に次の一号を加える。

十三　フィンランド協定　第三十五条、第三十八条及び第四十条中「又はスロバキア協定」を「、スロバキア協定又はフィンランド協定」に改める。

第五十条に次の一号を加える。

二十一　フィンランド協定　第五十九条の表に次のように加える。

四	フィンランド協定	フィンランド特定保険期間中に初診日のある傷病